

保 険 年 金 課

1 基礎年金等事務

予算科目（款・項・目）15・20・05 [決算書249ページ]

基礎年金とは、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するために昭和36年に発足した公的年金制度で、昭和61年には学生を除き、平成3年からは学生を含む20歳以上60歳未満の日本に住む全ての人を強制加入とし、老齢又は障害等の事由により、受給権（納付要件）を満たす人が請求することにより支給されるもの

法定受託事務として、国民年金に関する受付事務を行い、日本年金機構に申請書類等を送付する。

(1) 被保険者数 (単位：人)

年度	第1号被保険者		計
	強制	任意	
4	31,132	677	31,809
5	30,558	720	31,278
6	30,065	753	30,818

(日本年金機構統計資料による年度末人数)

第1号被保険者：第2号又は第3号被保険者でない者

強制：日本に住所を有する20歳以上60歳未満の者

任意：日本に住所を有する60歳以上65歳未満の者、国外転出中で20歳以上65歳未満の日本国籍の者

第2号被保険者：70歳未満の会社員や公務員など厚生年金の加入者

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

(2) 保険料免除、猶予状況 (単位：件)

年度	法定免除	免除				納付猶予		計
		全額免除	3/4免除	1/2免除	1/4免除	納付猶予	学生納付特例	
4	2,303	4,205	231	182	101	990	4,105	12,117
5	2,362	4,085	243	197	108	1,010	3,907	11,912
6	2,387	3,905	238	185	106	987	3,749	11,557

(日本年金機構統計資料による年度末件数)

法定免除：障害年金を受給中（裁定時1級又は2級）の者又は生活保護（生活扶助）受給中の日本国籍の者が届出により、納付が免除される。

免除：第1号被保険者（強制）で学生ではない期間の国民年金保険料の納付が困難な場合、2年1箇月以内の申請により本人・配偶者・世帯主の所得が一定基準以下（日本年金機構が審査決定）であれば、納付が免除される。10年以内に追納することが可能。追納しない場合でも、承認された免除の割合により、老齢基礎年金算定時に一定額が納付されたものとみなされる。

納付猶予：第1号被保険者（強制）で学生ではない50歳未満の期間の国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により本人・配偶者の所得が一定基準以下（日本年金機構

が審査決定)であれば、納付が猶予される。10年以内に追納することが可能。追納しない場合、老齢基礎年金の受給資格に反映されるが、受給額には反映されない。

学生納付特例：第1号被保険者(強制)で学生期間の国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により本人の所得が一定基準以下(日本年金機構が審査決定)であれば、納付が猶予される。10年以内に追納することが可能。追納しない場合、老齢基礎年金の受給資格に反映されるが、受給額には反映されない。

(3) 基礎年金等受給状況

年度	区分	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	計
4	人数(人)	47,147	3,286	318	50,751
	総年金額(円)	30,910,103,427	2,784,966,500	253,736,462	33,948,806,389
5	人数(人)	47,486	3,428	313	51,227
	総年金額(円)	31,826,920,511	2,961,589,500	255,623,413	35,044,133,424
6	人数(人)	47,911	3,539	347	51,797
	総年金額(円)	33,025,617,214	3,129,642,400	287,840,238	36,443,099,852

※ 日本年金機構統計資料による新国民年金法の年度末人数及び金額。厚生年金等を重複して受給している者を含む。

老齢基礎年金：加入(納付等)期間が120月以上(平成29年7月までは300月以上)で受給資格を得られる。原則として65歳で請求する。

障害基礎年金：20歳前又は国民年金加入中に初めて医療機関を受診した傷病で、一定の納付要件を満たしていれば請求は可能。日本年金機構での審査の結果、政令で定められた障害の状態にある場合に支給される。

遺族基礎年金：国民年金被保険者又は国民年金被保険者であった者で一定の要件を満たす者が死亡したとき、同一の生計を維持されていた18歳(1,2級の障害のある子の場合は20歳)以下の子がいる場合、「子のある配偶者」,「子」が請求可能。子が18歳に達した年度末(1,2級の障害のある子の場合20歳に達した日)まで支給される。

(4) 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の基礎年金受給者に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給される。(令和元年10月1日施行)

(5) 国民年金相談員配置数(単位：人)

年度	国民年金相談員
4	9
5	9
6	9

※ 年度初めの任用人数：月の勤務日数は、それぞれ異なる。

(6) 広報事業

ア 市報掲載, ホームページ掲載

イ 調布エフエム放送 スポットCM

(7) 窓口来庁者数(単位：人)

年度	窓口来庁者数

4	14,152
5	13,080
6	13,020

※ 窓口発券機集計数（郵送手続の利用を含まない。）

(8) 国民年金被保険者関係届書等処理件数 (単位：件)

年度	資格取得届	任意加入	種別変更	産前産後免除
4	4,339	200	570	95
5	3,883	200	417	66
6	3,845	218	408	80

※ 国民年金被保険者の主な届出の受付件数

資格取得届：第1号被保険者への加入手続の処理件数

任意加入：60歳以上又は国外転出中に、老齢基礎年金の受給資格を得るため又は受給額を満額に近づけるために国民年金保険料の納付を希望した件数

種別変更：第2号被保険者である配偶者の扶養（第3号被保険者）から外れたことにより第1号被保険者へ変更手続をした件数

産前産後免除：出産日が平成31年2月以降の国民年金第1号被保険者について、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4箇月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3箇月前から6箇月間）の国民年金保険料が免除される届出の処理件数（平成31年4月1日施行）

2 調布市国民健康保険運営協議会

予算科目（款・項・目）05・05・10

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書441ページ〕

国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果の意見を答申するもの

(1) 所掌事務

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- ア 一部負担金の負担割合に関する事
- イ 療養の給付期間に関する事
- ウ 保険給付の種類及び内容に関する事
- エ 保険税の賦課方法に関する事
- オ 保健事業の実施大綱策定に関する事
- カ その他、国民健康保険事業運営に関し、市長が特に重要と認める事項

(2) 運営協議会委員

ア 委員定数 15人

イ 委員構成（令和7年3月31日現在）

(ア) 被保険者代表 5人（男4人，女1人）

(イ) 保険医・保険薬剤師代表 5人（男4人，女1人）

(ウ) 公益代表 5人（男4人，女1人）

ウ 任期

3年

(3) 会議の開催状況

区分	開催日	議題等
第1回	令和6年8月7日	1 令和6年度国民健康保険運営協議会審議スケジュールについて 2 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算状況について 3 国民健康保険の保健事業について 4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について 5 国保財政健全化計画の現状について 6 その他
第2回	令和6年11月5日	1 国民健康保険税の課税限度額の改定について 2 国保特会の決算状況と国保財政健全化計画について 3 その他
第3回	令和7年2月4日	1 調布市国民健康保険運営協議会について 2 特定健診・特定保健指導の実施状況(令和5年度法定報告)について 3 令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について 4 令和7年度税制改正について 5 その他

3 国民健康保険税の賦課

予算科目(款・項・目) 05・10・05

(国民健康保険事業特別会計)

〔決算書443ページ〕

国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主に対して保険税を課税するもの

(1) 賦課の内容

区分		内容		
賦課期日		毎年4月1日		
納期数		特別徴収 6回 (4月から翌年2月までの隔月) 普通徴収 8回 (7月から翌年2月までの毎月)		
賦課方式		2方式(所得割額, 均等割額)		
税率	医療分	応能割	所得割算定税率	100分の5.52
		応益割	均等割額(円)	29,000
		課税限度額(円)		650,000
	支援分	応能割	所得割算定税率	100分の1.98
		応益割	均等割額(円)	10,300
		課税限度額(円)		220,000
	介護分	応能割	所得割算定税率	100分の1.75
		応益割	均等割額(円)	12,000
		課税限度額(円)		170,000

減額 ・医療分 ・支援分 ・介護分	ア	地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額（以下「総所得金額等」という。）が、43万円に給与所得者等の人数から1を差し引いた数に10万円を乗じた金額を加算した額を超えない世帯は、均等割額に10分の7を乗じて得た額
	イ	総所得金額等が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5000円を加算し、さらに給与所得者等の人数から1を差し引いた数に10万円を乗じた金額を加算した額を超えない世帯は、均等割額に10分の5を乗じて得た額
	ウ	総所得金額等が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5000円を加算し、さらに給与所得者等の人数から1を差し引いた数に10万円を乗じた金額を加算した額を超えない世帯は、均等割額に10分の2を乗じて得た額

(2) 税額の内訳

年度	調定額(千円)	被保険者数〔平均被保険者数〕		加入世帯数〔平均世帯数〕			
		(人)	うち介護分	(世帯)	うち介護分		
4	4,497,786	43,984	16,193	31,387	14,123		
5	4,505,330	42,406	15,965	30,604	13,986		
6	4,480,931	40,881	15,688	29,863	13,801		
項目		医療分		支援分		介護分	
内 訳	応 能 割	所得割を賦課された 世帯数(世帯)	4年度	18,838	18,838	7,818	
			5年度	17,865	17,865	7,554	
			6年度	17,499	17,499	7,475	
		所得割を賦課された 被保険者数(人)	4年度	21,120	21,120	8,457	
			5年度	19,935	19,935	8,145	
			6年度	19,486	19,486	8,060	
	所得割額(千円)	4年度	2,090,748	724,639	300,579		
		5年度	2,086,939	727,171	300,434		
		6年度	2,090,187	740,636	304,176		
	応 益 割	被保険者均等割額 (千円)	4年度	915,881	325,204	140,735	
			5年度	919,805	326,689	144,292	
			6年度	888,737	315,655	141,540	
応能割+応益割(千円)		4年度	3,006,629	1,049,843	441,314		
		5年度	3,006,744	1,053,860	444,726		
		6年度	2,978,924	1,056,291	445,716		
限 度 額	課税限度額(円)	4年度	630,000	190,000	170,000		
		5年度	650,000	200,000	170,000		
		6年度	650,000	220,000	170,000		
	限度超過額件数(件)	4年度	633	858	436		
		5年度	630	791	417		

		6年度	643	700	442
	限度超過額(千円)	4年度	555,507	222,128	83,424
		5年度	602,978	236,334	89,492
		6年度	635,095	235,540	86,964

※ 被保険者数〔平均被保険者数〕及び加入世帯数〔平均世帯数〕は、3月から翌年2月までの平均

(3) 条例に定める軽減額状況

区分	均等割軽減額							合計軽減額 (円)
	年度	医療分		支援分		介護分		
		人数 (人)	軽減額 (円)	人数 (人)	軽減額 (円)	人数 (人)	軽減額 (円)	
第10条 第1号 (7割減)	4	10,651	205,777,320	10,651	73,065,860	4,100	32,718,000	311,561,180
	5	10,739	218,001,700	10,739	77,428,190	4,218	35,431,200	330,861,090
	6	10,310	209,293,000	10,310	74,335,100	4,195	35,238,000	318,866,100
第10条 第2号 (5割減)	4	5,006	69,082,800	5,006	24,529,400	1,474	8,401,800	102,014,000
	5	4,701	68,164,500	4,701	24,210,150	1,475	8,850,000	101,224,650
	6	4,479	64,945,500	4,479	23,066,850	1,443	8,658,000	96,670,350
第10条 第3号 (2割減)	4	4,206	23,217,120	4,206	8,243,760	1,204	2,745,120	34,206,000
	5	4,104	23,803,200	4,104	8,454,240	1,253	3,007,200	35,264,640
	6	3,892	22,573,600	3,892	8,017,520	1,175	2,820,000	33,411,120
合計	4	19,863	298,077,240	19,863	105,839,020	6,778	43,864,920	447,781,180
	5	19,544	309,969,400	19,544	110,092,580	6,946	47,288,400	467,350,380
	6	18,681	296,812,100	18,681	105,419,470	6,813	46,716,000	448,947,570

(4) 未就学児の均等割軽減状況

年度	医療分		支援分		合計軽減額 (円)
	人数(人)	軽減額(円)	人数(人)	軽減額(円)	
4	1,051	9,987,520	1,051	3,546,223	13,533,743
5	972	9,430,493	972	3,349,393	12,779,886
6	912	8,607,136	912	3,056,964	11,664,100

(5) 産前産後保険税軽減状況

年度	医療分		支援分		介護分		合計軽減額 (円)
	人数 (人)	軽減額 (円)	人数 (人)	軽減額 (円)	人数 (人)	軽減額 (円)	
5	39	311,082	39	110,973	5	24,720	446,775
6	75	1,721,227	75	614,952	9	94,099	2,430,278

※ 令和5年度は出産(予定)日が令和5年11月以降の被保険者が適用対象

(6) 世帯及び1人当たりの年税額

ア 1世帯当たりの額(3月から翌年2月までの平均世帯数で算出) (単位:円)

年度	年税額	医療分	支援分	介護分
----	-----	-----	-----	-----

		所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計
4	143,301	66,612	29,180	95,792	23,087	10,361	33,448	21,283	9,965	31,248
5	147,214	68,192	30,055	98,247	23,761	10,675	34,436	21,481	10,317	31,798
6	150,050	69,993	29,760	99,753	24,801	10,570	35,371	22,040	10,256	32,296

イ 1人当たりの額（3月から翌年2月までの平均被保険者数で算出）（単位：円）

年度	年税額	医療分			支援分			介護分		
		所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計
4	102,260	47,534	20,823	68,357	16,475	7,394	23,869	18,562	8,691	27,253
5	106,243	49,213	21,690	70,903	17,148	7,704	24,852	18,818	9,038	27,856
6	109,609	51,129	21,739	72,868	18,117	7,721	25,838	19,389	9,022	28,411

(7) 応能割・応益割の割合（単位：％）

年度	応能割(所得割額)	応益割(均等割額)	合計
4	63.42	36.58	100
5	62.40	37.60	100
6	63.89	36.11	100

(8) 災害等による保険税等の特例減免

区分	年度	件数(件)	金額(円)
新型コロナウイルス感染症	4	60	9,689,300
	5	0	0
	6		

4 療養の給付状況（一般被保険者）

予算科目（款・項・目）10・05・05

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

一般被保険者の疾病及び負傷に関し、現物給付を行うもの

区分	年度	件数(件)	費用額(円)	保険者負担額(円)
合計	4	728,305	15,631,238,580	11,422,583,640
	5	735,860	15,556,166,916	11,341,530,815
	6	716,957	14,682,157,886	10,683,975,984
月平均	4	60,692	1,302,603,215	951,881,970
	5	61,322	1,296,347,243	945,127,568
	6	59,746	1,223,513,157	890,331,332

5 療養の給付状況（退職被保険者等）

予算科目（款・項・目）10・05・10

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

退職被保険者等の疾病及び負傷に関し、現物給付を行うもの

区分	年度	件数(件)	費用額(円)	保険者負担額(円)
合計	4	0	0	0

	5	0	0	0
	6	0	0	0
月平均	4	0	0	0
	5	0	0	0
	6	0	0	0

6 療養費の支給状況（一般被保険者）

予算科目（款・項・目）10・05・15

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

現物給付ができない一般被保険者に療養費を支給することで、療養の給付を補完するもの

年度	件数(件)	費用額(円)	保険者負担額(円)
4	19,122	169,015,458	123,057,594
5	18,117	176,233,061	127,984,906
6	18,233	171,566,967	124,432,641

7 療養費の支給状況（退職被保険者等）

予算科目（款・項・目）10・05・20

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

現物給付ができない退職被保険者等に療養費を支給することで、療養の給付を補完するもの

年度	件数(件)	費用額(円)	保険者負担額(円)
4	0	0	0
5	0	0	0
6	0	0	0

8 療養の給付及び療養費の支給状況（1件当たり及び1人当たり）

予算科目（款・項・目）10・05・05

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

予算科目（款・項・目）10・05・10

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

予算科目（款・項・目）10・05・15

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

予算科目（款・項・目）10・05・20

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書445ページ〕

被保険者の疾病及び負傷に関し、現物給付を行う療養の給付と、現物給付ができない場合に償還払を行う療養費の支給を行うもの

区分	年度	療養の給付		療養費の支給
		費用額(円)	1人当たり	費用額(円)

		1件当たり	1人当たり	受診件数(件)	1件当たり	1人当たり
一般	4	21,462	355,385	16.6	8,839	3,843
	5	21,140	366,839	17.4	9,727	4,156
	6	20,478	359,144	17.5	9,410	4,197
退職	4	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	0

9 高額療養費の支給状況（一般被保険者）

予算科目（款・項・目）10・10・05

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書447ページ〕

一般被保険者の医療費の負担軽減のために、医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた部分について、月単位で支給するもの

区分	年度	件数(A) (件)	金額(B) (円)
合計	4	28,960	1,594,231,619
	5	29,379	1,648,439,677
	6	26,294	1,499,224,500
月平均	4	2,413	132,852,635
	5	2,448	137,369,973
	6	2,191	124,935,375
1件当たりの金額(B/A)	4		55,049
	5		56,109
	6		57,018
発生率(A/療養の 給付と療養費 の支給件数)	4		3.87%
	5		3.90%
	6		3.58%

10 高額療養費の支給状況（退職被保険者等）

予算科目（款・項・目）10・10・10

（国民健康保険事業特別会計）

〔決算書447ページ〕

退職被保険者等の医療費の負担軽減のために、医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた部分について、月単位で支給するもの

区分	年度	件数(A) (件)	金額(B) (円)
合計	4	0	0
	5	0	0
	6	0	0
月平均	4	0	0
	5	0	0
	6	0	0
1件当たりの金額(B/A)	4		0
	5		0

	6		0
発生率(A/療養の給付と療養費の支給件数)	4		0%
	5		0%
	6		0%

11 高額介護合算療養費の支給状況（一般被保険者） 予算科目（款・項・目）10・10・15
（国民健康保険事業特別会計）

[決算書447ページ]

一般被保険者の医療及び介護に係る負担軽減のために、医療保険と介護保険の一部負担金の合計が自己負担限度額を超えた部分について、年単位で支給するもの

年度	件数(A)(件)	金額(B)(円)	1件当たりの金額(B/A)(円)
4	70	2,132,146	30,459
5	92	2,544,956	27,663
6	105	3,239,678	30,854

12 高額介護合算療養費の支給状況（退職被保険者等） 予算科目（款・項・目）10・10・20
（国民健康保険事業特別会計）

[決算書447ページ]

退職被保険者等の医療及び介護に係る負担軽減のために、医療保険と介護保険の一部負担金の合計が自己負担限度額を超えた部分について、年単位で支給するもの

年度	件数(A)(件)	金額(B)(円)	1件当たりの金額(B/A)(円)
4	0	0	0
5	0	0	0
6	0	0	0

13 移送費の支給状況（一般被保険者） 予算科目（款・項・目）10・13・05
（国民健康保険事業特別会計）

[決算書449ページ]

医療上、緊急やむを得ない移送をした一般被保険者に、その費用の償還払をするもの

年度	合計	
	件数(件)	金額(円)
4	0	0
5	0	0
6	0	0

14 移送費の支給状況（退職被保険者等） 予算科目（款・項・目）10・13・10
（国民健康保険事業特別会計）

[決算書449ページ]

医療上、緊急やむを得ない移送をした退職被保険者等に、その費用の償還払をするもの

年度	合計

	件数(件)	金額(円)
4	0	0
5	0	0
6	0	0

15 出産育児一時金の支給状況

予算科目(款・項・目) 10・18・05

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書451ページ]

被保険者が出産したときに、世帯主に50万円を支給するもの

年度	合計		月平均	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
4	112	46,629,810	9	3,885,818
5	106	51,179,140	9	4,264,928
6	94	46,380,890	8	3,865,074

※ 令和5年3月31日以前に出産した場合の支給額は42万円

16 葬祭費の支給状況

予算科目(款・項・目) 10・25・05

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書453ページ]

被保険者が亡くなったときに、その葬祭を行った者(喪主)に5万円を支給するもの

年度	合計		月平均	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
4	246	12,300,000	21	1,025,000
5	235	11,750,000	20	979,167
6	216	10,800,000	18	900,000

17 傷病手当金(新型コロナウイルス感染症)の支給状況

予算科目(款・項・目) 10・27・05

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書455ページ]

給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、療養のため仕事を休み、給与等の全部又は一部を受けることができない場合に支給するもの

年度	合計	
	件数(件)	金額(円)
4	152	5,899,482
5	9	263,483
6	1	9,201

※ 令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した方が対象

18 結核・精神医療給付金の給付状況

予算科目(款・項・目) 10・29・02

結核・精神医療給付金受給者証の交付を受けている被保険者に、月額上限額までの自己負担額を給付するもの

年度	結核・精神医療給付金		月平均	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
4	20,019	22,776,955	1,668	1,898,080
5	20,761	23,805,170	1,730	1,983,764
6	21,582	24,609,392	1,799	2,050,783

19 国民健康保険事業費納付金

予算科目(款・項・目) 19・05・05

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書459ページ]

予算科目(款・項・目) 19・05・10

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書459ページ]

予算科目(款・項・目) 19・10・05

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書461ページ]

予算科目(款・項・目) 19・10・10

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書461ページ]

予算科目(款・項・目) 19・15・05

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書463ページ]

国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都へ負担するもの

(単位:円)

区分		4年度	5年度	6年度
納付金額合計		7,210,323,812	7,673,475,533	7,779,592,289
医療分	一般被保険者	4,977,413,702	5,272,687,342	5,342,142,265
	退職被保険者等	995,616	316,494	233,028
支援分	一般被保険者	1,530,571,375	1,698,978,670	1,757,744,728
	退職被保険者等	0	0	0
介護分	一般被保険者・ 退職被保険者等	701,343,119	701,493,027	679,472,268

20 保健事業(国民健康保険)

予算科目(款・項・目) 25・03・05

(国民健康保険事業特別会計)

[決算書465ページ]

予算科目(款・項・目) 25・05・05

(国民健康保険事業特別会計)

40歳から74歳までの被保険者を対象に、生活習慣病のリスクを判定する特定健診及び生活習慣の改善を図る特定保健指導を実施するもの

(1) 特定健診

年度	対象者数 (人)	受診者数(人)				受診率(%)
		個別健診	集団健診	その他	計	
4	29,517	14,090	1,074	282	15,446	52.3
5	28,415	13,986	929	228	15,143	53.3
6	27,348	13,374	926	236	14,536	53.2

※ その他は、特定健診に代わる健診を受診し、その結果を市に提供した者

(2) 特定保健指導

(単位：人)

区分		4年度	5年度	6年度
動機付け支援	初回面談終了者数	98	102	43
	実績評価終了者数	98	90	70
積極的支援	初回面談終了者数	13	18	11
	実績評価終了者数	15	14	13
合計		224	224	137

(3) ジェネリック医薬品促進通知事業

ジェネリック医薬品への切替えが可能な被保険者に対して、現在処方されている先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を記載した案内を送付し、利用促進を図るもの

ア 実施状況

年度	通知者数 (件)	切替人数 (人)	削減効果額 (千円)	普及率 (数量ベース)(%)
4	4,513	5,272	180,429	(平均)76.0
5	3,420	5,025	163,014	(平均)78.3
6	2,158	4,978	124,532	(平均)81.8

※ 通知者数は、被保険者ごとの実数（同一人への通知が複数の場合でも1）

※ 切替数は、初回通知の該当月からジェネリック医薬品に切り替えた人数

※ 普及率（数量ベース）は、厚生労働省指定薬剤（ジェネリック医薬品のある先発医薬品の数量とジェネリック医薬品の数量の合計）におけるジェネリック医薬品の占める割合

イ 花粉症薬剤実施状況

年度	発送月	通知数(件)	切替人数(人)	削減効果額(千円)
4	1月	966	667	1,042
5	1月	874	667	847
6	1月	525	780	785

(4) 国保ヘルスアップ事業

ア 糖尿病重症化予防事業

- (ア) レセプトデータと特定健診結果から糖尿病性腎症のリスクを判定し、人工透析への移行リスクが高い対象者を抽出して、重症化予防のための服薬管理及び保健指導等を実施するもの

案内者 149人（6月発送）

申込者 16人

終了者 14人

保健指導 6箇月間（9月から翌年2月まで）

- (イ) 前年度事業利用者に自己管理の継続を促すための1年後フォローを実施するもの

対象者 8人

ニュースレター・塩分チェックシート等の送付（7月）

電話支援（10月）

- (ウ) 生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業

レセプトデータから、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症の治療歴があるにも関わらず、受診頻度が保たれていない者へ、医療機関の受診を促す案内を送付し、その後電話にて保健指導を実施するもの

発送件数 141人（9月発送）

イ 受療勧奨事業

- (ア) 高血圧・脂質異常症・糖尿病

レセプトデータと特定健診結果から、要医療の判定を受け、生活習慣病の受療が確認できない者を抽出し、医療機関の受診を促す案内を送付し、その後電話にて保健指導を実施するもの

発送件数 前期 310人（8月発送）

後期 151人（3月発送）

- (イ) 慢性腎臓病（CKD）

レセプトデータと特定健診結果から、尿たんぱく2+以上又はeGFR45ml/min/1.73m²未満の者を抽出し、CKDに関する啓発と医療機関の受診を促す案内を実施するもの

年間発送数 181人

ウ 受診行動適正化事業

レセプトデータから、重複受診者・頻回受診者、重複服薬者並びに多剤服薬者及び薬剤併用禁忌使用者に対して、適正な医療機関受診・服薬を促すための案内を送付し、電話にて保健指導を実施するもの。また、これらの取組の一環として、4月と10月をお薬手帳活用周知強化月間と定め、受診時や薬局等でお薬手帳の利用促進を図るため、市内の医療機関及び調剤薬局と連携し啓発活動を行うもの

- (ア) 重複・頻回受診

発送件数 151人（9月発送）

- (イ) 服薬情報通知

発送件数 46人（10月発送）

エ 医療費分析等

40歳以上の被保険者のレセプトデータ、特定健診・特定保健指導データ等を活用して、ヘルスアップ事業の結果フォロー、生活習慣病と特定健診受診との相関、特定保健指導の効果測定などの事業評価・分析を実施

21 不当・不正利得の返還状況

保険給付において、被保険者の資格喪失等に基づく不当利得・不正利得があったものについて、給付費の返還を受けるもの

区分	年度	一般		退職		合計	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
不当利得	4	149	5,637,210	0	0	149	5,637,210
	5	147	3,396,143	0	0	147	3,396,143
	6	217	6,106,191	0	0	217	6,106,191
不正利得	4	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0
	6	4	39,032	0	0	4	39,032

22 診療報酬明細書の過誤調整状況

診療報酬の請求（診療報酬明細書）について、被保険者資格及び請求内容の点検を行い、資格喪失者等の過誤分については、医療機関に返戻し、内容に重複等疑義があるものについては、審査機関に再審査を請求するもの

区分	年度	件数(件)	金額(円)
資格点検	4	5,640	170,279,550
	5	6,228	234,784,538
	6	5,891	148,890,947
請求内容点検	4	2,400	8,303,200
	5	2,390	5,510,713
	6	2,166	4,278,790

23 第三者行為の求償状況

第三者の行為に起因する傷病について保険給付を行った場合に、当該第三者に費用の求償を行うもの

年度	一般		退職		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
4	191	3,527,153	0	0	191	3,527,153
5	289	10,868,100	0	0	289	10,868,100
6	93	2,367,911	0	0	93	2,367,911

24 国民健康保険被保険者の推移

国民健康保険の年間加入者数及び毎月の加入・脱退の異動状況に関するもの

(1) 加入状況（年間平均）

年度	世帯数	被保険者数(人)		人口(B)	加入割合(A/B)
		全体(A)	内訳		

		(世帯)		一般	退職	(人)	(%)
4	4月から翌年3月まで	31,325	43,852	43,852	0	238,720	18.37
	3月から翌年2月まで	31,387	43,984	43,984	0	238,674	18.43
5	4月から翌年3月まで	30,553	42,294	42,294	0	238,954	17.70
	3月から翌年2月まで	30,604	42,406	42,406	0	238,929	17.75
6	4月から翌年3月まで	29,810	40,768	40,768	0	239,524	17.02
	3月から翌年2月まで	29,863	40,881	40,881	0	239,484	17.07

※ 退職は退職被保険者及び被扶養者。平成26年度末で新規適用終了

(2) 事由別増減状況 (単位：人)

区分	増							減						
	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	増合計	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	減合計
4年度	2,979	6,823	42	120	4	412	10,380	2,564	6,127	175	291	2,266	546	11,969
5年度	2,808	6,861	70	113	0	449	10,301	2,615	5,875	211	260	2,133	556	11,650
6年度	2,857	6,740	92	99	2	340	10,130	2,486	6,019	177	260	2,057	480	11,479

25 後期高齢者医療事務

予算科目(款・項・目) 05・05・05

(後期高齢者医療特別会計)

[決算書547ページ]

主に75歳以上の高齢者を対象とする医療給付の受付、保険料の徴収、被保険者の資格管理などを行うもの

医療給付や保険料の賦課及び被保険者の資格管理は、東京都後期高齢者医療広域連合が行う。

(1) 保険者

東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)

(2) 被保険者

ア 東京都内に住所を有する75歳以上の者

イ 東京都内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で一定の障害があり、広域連合に申請して認定を受けたもの

(3) 広域連合と調布市の役割分担

広域連合の事務	調布市の事務
被保険者の資格管理に関する事務	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
医療給付に関する事務	医療給付に関する申請及び届出の受付
保険料の賦課に関する事務	保険料の徴収に関する事務
保健事業に関する事務	広域連合の委託を受けて保健事業実施

26 後期高齢者医療運営事務

予算科目(款・項・目) 05・05・05

(後期高齢者医療特別会計)

[決算書547ページ]

被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付を行うもの

(1) 被保険者数（3月31日現在）（単位：人）

区分	4年度	5年度	6年度
東京都全体	1,679,514	1,729,418	1,770,222
調布市	28,189	29,201	29,905

(2) 自己負担割合の状況（3月31日現在）（単位：人）

令和4年10月から一定所得以上の方を対象に2割負担が導入された。

区分	4年度	5年度	6年度
3割 (構成割合)	4,094 (14.5%)	4,206 (14.4%)	4,464 (14.9%)
2割 (構成割合)	7,049 (25.0%)	7,285 (24.9%)	7,546 (25.2%)
1割 (構成割合)	17,046 (60.4%)	17,710 (60.6%)	17,893 (59.8%)

※ 負担区分が未判定の被保険者は、負担区分割合別の人数に含めない。

(3) 種類別取扱件数（単位：件）

区分	資格取得				資格喪失				その他					合計
	年齢到達	転入	障害認定取得	生活保護廃止	転出	死亡	障害認定撤回	生活保護受給	再発行 保険証・資格確認書	送付先変更 保険証・資格確認書	転居	住所地特例	その他	
4年度	2,803	396	29	11	388	1,626	5	67	1,438	688	394	55	571	8,471
5年度	2,712	500	24	12	347	1,729	0	66	1,052	545	434	44	476	7,941
6年度	2,557	429	19	19	383	1,767	2	65	954	525	415	51	575	7,761

※ 令和6年12月2日以降、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのこと。）へ移行のため、保険証の交付が終了となり、新たに資格確認書を交付

27 後期高齢者医療保険料徴収事務

予算科目（款・項・目）05・10・05

（後期高齢者医療特別会計）

〔決算書549ページ〕

医療給付等に要する費用に充てるため、保険料を徴収するもの

保険料については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、広域連合が2年に1度見直しを行い、決定する。

(1) 賦課期日及び納期限

ア 賦課期日 4月1日

イ 納期限

(ア) 特別徴収 6回（4月から翌年2月までの隔月）

(イ) 普通徴収 8回（7月から翌年2月までの毎月）

(2) 保険料額

区分	2・3年度	4・5年度	6・7年度
均等割額(円)	44,100	46,400	47,300
所得割率(%)	8.72	9.49	9.67※1
賦課限度額(円)	640,000	660,000	800,000 ※2

※1 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の被保険者は8.78%、58万円を超える被保険者は9.67%

※2 昭和24年3月31日以前に生まれた等の条件を満たす被保険者は令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円

(3) 保険料収入の状況

ア 現年賦課分

年度	調定額(円)	収入額(円)	収納率(%)
4	3,045,143,200	3,025,265,800	99.35
5	3,115,301,400	3,096,158,200	99.39
6	3,406,974,400	3,384,883,700	99.35

イ 滞納繰越分

年度	調定額(円)	収入額(円)	収納率(%)
4	37,938,800	10,652,800	28.08
5	44,553,600	11,913,700	26.74
6	46,750,900	13,503,200	28.88

(4) 口座振替状況

年度	人数(人)	金額(円)
4	5,025	1,186,888,800
5	4,993	1,252,579,800
6	5,137	1,382,804,400

(5) 特別徴収状況

年度	人数(人)	金額(円)
4	19,928	1,301,581,200
5	20,951	1,299,163,100
6	21,675	1,405,899,700

(6) 督促状・催告書の発付状況 (単位：件)

年度	督促状発付件数	催告書発付件数
4	5,015	1,406
5	5,012	1,346
6	5,525	1,054

28 後期高齢者葬祭費支給事務

予算科目(款・項・目) 07・05・05

(後期高齢者医療特別会計)

[決算書551ページ]

被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者へ5万円の支給を行うもの

年度	件数(件)	金額(円)

4	1,563	78,150,000
5	1,563	78,150,000
6	1,696	84,800,000

29 広域連合分賦金事務

予算科目(款・項・目) 10・05・05

(後期高齢者医療特別会計)

[決算書553ページ]

後期高齢者医療保険制度の運営に要する経費を広域連合に対し負担するもの

30 保健事業(後期高齢者医療)

予算科目(款・項・目) 15・05・05

(後期高齢者医療特別会計)

[決算書555ページ]

(1) 後期高齢者健診

生活習慣病の早期発見、健康の保持増進及び医療費の適正化を図ることを目的として健康診査を実施するもの

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	健診結果(人)			
				異常なし	要指導	要医療	治療継続
4	27,542	13,444	48.8	265	1,935	2,272	8,972
5	28,681	13,729	47.9	255	1,949	2,421	9,104
6	29,243	14,060	48.1	243	1,961	2,485	9,371

(2) 後期高齢者歯科健診

口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげるため、嚥下機能や咀嚼能力の評価、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健診を実施するもの

後期高齢者歯科健診は、健康推進課との共同事業であり、本表では後期高齢者医療被保険者(特定施設入居者等を除く。)の実施状況を記載

年度	申込者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
4	33	15	45.5
5	96	44	45.8
6	114	70	61.4

※ 受診率は、申込者数に対する受診者数の割合

※ 令和5年度から受診対象者を76歳から80歳までに拡大

31 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

予算科目(款・項・目) 15・05・05

(後期高齢者医療特別会計)

[決算書555ページ]

高齢者の健康寿命の延伸・生活の質の向上を目的として広域連合から市が受託し、基準に沿った方法で保健事業と介護予防を一体的に実施するものであり、保険年金課がデータ分析に基づく健康課題の把握や関係機関との調整等の企画調整を行い、高齢者支援室が具体的な高齢者支援を実施するもの

- (1) 高齢者保健事業・介護予防一体実施推進連絡会の開催（保険年金課，高齢者支援室高齢福祉担当及び介護保険担当，健康推進課） 年4回開催
各課事業の進行状況を報告，共有するとともに，今後の課題や事業の進め方等を検討した。
- (2) 庁外関係機関との連絡調整
課題を共有し，協力体制を築くため，医師会，歯科医師会，地域包括支援センター及び社会福祉協議会と適宜連絡調整を行った。
- (3) データ分析に基づく健康課題の把握
国保データベースシステム（健診結果，医療レセプト及び介護レセプト等）等を活用したデータ分析を実施し，地域の健康課題の把握に取り組んだ。
- (4) 高齢者に対する支援
把握した地域の健康課題に対して，高齢者支援室と連携し，高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施した。

32 後期高齢者医療保険料還付事務

予算科目（款・項・目）20・05・05

（後期高齢者医療特別会計）

〔決算書557ページ〕

被保険者の死亡，転出等により，保険料を還付するもの

年度	歳入戻出（現年度）		歳出還付（過年度）	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
4	2,788	30,816,600	250	3,464,600
5	3,080	33,774,600	259	4,228,000
6	2,973	33,985,200	265	2,962,200

※ 日本年金機構への返納等の保険料を除く。